



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日） 第 643 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……（建築住宅課） 1		○道路の区域の変更（5 件）……………（道路保全課） 4
告 示		○道路の供用の開始（4 件）……………（ ” ） 5
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変 更（2 件）……………（福祉保健課） 2		○道路の占用を制限する区域の指定（2 件）……（ ” ） 6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………（ ” ） 3		○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（建築住宅課） 6
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 3		○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課） 6
○保安林の指定（2 件）……………（自然環境課） 3		公 告
○保安林の指定予定……………（ ” ） 4		○落札者等の公告…………… 6
		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6
		監査委員公告
		○監査結果の公表…………… 7
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 8

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（建築物の定期報告） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕	（建築物の定期報告） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第 282号）第 2 の規定により知事が付加する法第12条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準（第 9 条第 3 項において「知事が付加する調査項目等」という。）は、別表のとおりとする。
（建築設備等及び工作物の定期報告） 第 9 条 〔略〕 2 〔略〕	（建築設備等及び工作物の定期報告） 第 9 条 〔略〕 2 〔略〕 3 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第 723号。以下この項において「告示」という。）別表第 1 に掲げる検査項目のうち知事が付加する調査項目等に相当するものにあつては、告示別表第 1 の規定により、前項の知事への報告（法第12条第 3 項の規定による報告に限る。）を要しない。
附 則 〔略〕	附 則 〔略〕 別表（第 7 条関係）

(い)調査項目			(ろ)調査方法	(は)判定基準
(一) (二) (三) (四) (五)	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 548号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 あおい	都城市下長飯町15 35－9	指定居宅 介護支援	都城市下長飯町15 35－2

		事業所あ おい	
--	--	------------	--

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上川東一丁目21号 2 番地	都城市下長飯町1535－2	令和3年 10月15日

宮崎県告示第 549号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次の

とおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 コミュニ ティアシ ストネッ ト	都城市南横市町19 89番地 1	デイサー ビス C A N	都城市南横市町19 89番地 5

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市鷹尾一丁目17- 7	都城市南横市町1989番地 5	令和 5 年 6 月 5 日

宮崎県告示第 550号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において
準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
る法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による
ものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次の
とおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
合同会社 てのひら	都城市平塚 町3183番地 6	ヘルパース テーション てのひら	都城市平塚 町3183番地 6	令和 7 年 8 月 31 日
公益財団法 人都市北 諸郡医師 会	都城市姫城 町 8 街区 23 号	都城市郡医 師会介護老 人保健施設 すこやか苑	都城市大岩 田町5812番 地	令和 7 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 551号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項に規
定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550201067	多機能型通所支援 事業所あさてい	宮崎県都城市上水 流町1681	特定非営利活動法 人結びの会明後日	宮崎県都城市上水 流町2375番地 2	令和 7 年 9 月 1 日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により
、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市大字酒谷字小布瀬瀧ノ口甲3670、甲
3696- 1、甲3698- 3、甲3698- 乙- 1、甲3703- 64から甲3703
- 67まで、甲3703- 138、甲3703- 139、字小布瀬^{かん}甲3748- 9
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により
、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字一ツ戸2412-
8、2412- 18、2412- 20、2412- 32
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原 3856－3・3890－4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、3850－3
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字紋原3850－3・3856－3・3890－4（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字村所字小野 554番 1 地先から同郡同村同大字同字 554番 1 地先まで	旧	5.9～ 6.0	10.0
				新	9.0～ 17.7	10.0

宮崎県告示第 556号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東環状線	北諸県郡三股町五本松 25番20地先から同郡同町五本松2004番地先まで	旧	11.1～ 11.9	170.6
				新	12.1～ 12.4	170.6

宮崎県告示第 557号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	県道	御池都城線	都城市乙房町 379番 1 地先から同市同町 380番 1 地先まで	旧	23.2～ 34.1	66.6
				新	27.6～ 36.3	66.6

宮崎県告示第 558号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字長尾 4834番 3 地先から同郡同町同大字同字 4834番	旧	7.7～ 9.9	17.1
				新	8.9～ 11.9	17.1

3 地先まで

宮崎県告示第 559号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町字西平甲 10641番 1 地先から同 市同町同字 甲 10641番 1 地先まで	旧	18.3～ 25.5	16.4
				新	21.0～ 31.1	16.4

宮崎県告示第 560号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米 良村大字上 米良字松之 尾 381番13 地先から同 郡同村同大 字同字 381 番13地先ま で	令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 561号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米 良村大字村 所字小野 5 54番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 554番 1 地先まで	令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 562号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字長尾 4834番 3 地 先から同郡 同町同大字 同字4834番 3 地先まで	令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 563号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町字西平甲 10641番 1 地先から同 市同町同字 甲 10641番 1 地先まで	令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 564号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字村所字小野 554番 1 地先から同郡同村同大字同字 554番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 565号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 3 81番13地先から同郡同村同大字同字 3 81番13地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県告示第 566号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居

住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

住宅確保要配慮者 居住支援法人の名 称	住宅確保要配慮者居 住支援法人の住所	支援業務を行う事務 所の所在地
社会福祉法人善仁 会	宮崎県宮崎市田野町 乙1742番地30	宮崎県宮崎市清武町 木原5719番地 2

宮崎県告示第 567号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばき人の氏名	指定を取り消した売り さばきをする場所	指定取消年月 日
株式会社 ダイバーシ ティひむか	児湯郡高鍋町大字北高 鍋3870－ 1 高鍋総合 庁舎内	令和 7 年 8 月 31日

公 告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特定役務の名称及び数量

パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,550台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 6 月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橘通東 3 丁目 6 番29号

5 落札金額

399,300,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 5 月26日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項第 1 号に規定す

る警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和7年11月25日（火） から11月27日（木）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985－58－1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 （追加取得講習）	令和7年10月14日（火）から10月24日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影し

た縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985－28－0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報とは、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985－31－0110）に行うこと。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和7年6月2日から令和7年8月21日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年9月4日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 野 崎 幸 士

宮崎県監査委員 坂 本 康 郎

監査委員公告

令和 7 年 3 月 31 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 野 崎 幸 士

宮崎県監査委員 坂 本 康 郎